

西直治郎編輯

日本國國史全書

元日出版

679

布哇國風土略記序

布哇國は西曆千八百七十一年七月

四日、以て我日本帝國と和親航海賀

易の條約を締盟したるを普く江湖の
知る所なれども該地の風俗人情等を
記するの書に至ては甚だ稀なり依て
這回各書中に散見する所の要項を抄

布哇國皇帝陛下之像

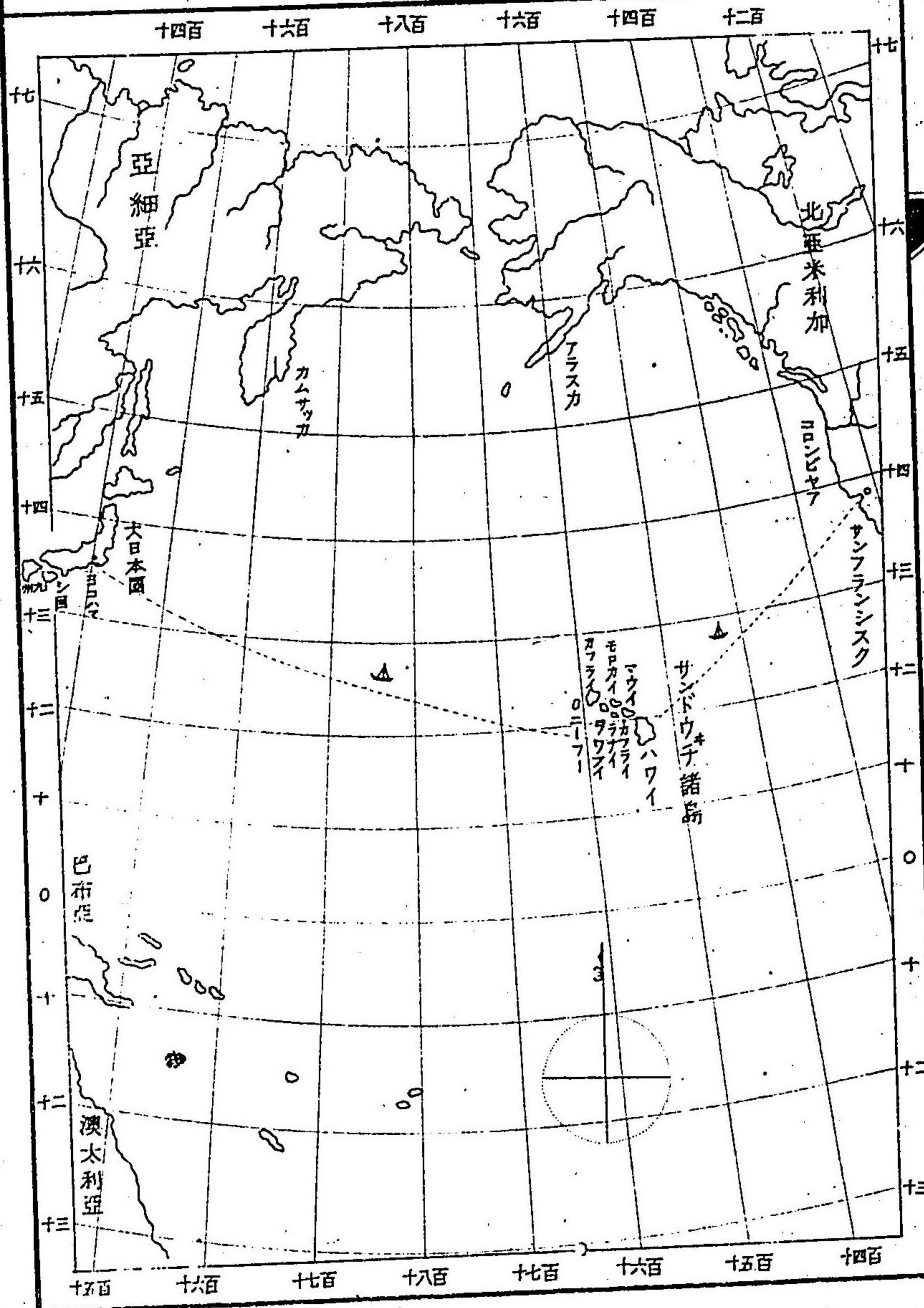


録し以て一書を編纂を看客此書によ
りて其風土の一斑を知り玉はと幸甚

甲申十一月

編者識

布哇國興地略圖



布哇國風土略記

布哇全島

「サンドウチ諸島」ハ太平洋の中間に散在せる群島にして北緯十八度五十二分より二十二度十五分に至り西經百五十四度四十二分より百六十度三分に達せ八大島四小嶼を以て成り國勢ハ西北西と東南東に延びて長く總地積ハ七千二百二十八英方里あり其八大島の即ち「ハワイ」「マウイ」「カヌライ」「プナイ」「モロカイ」「ニフワイ」「カウワイ」「ニーフー」にして布哇嶋最も大に「マウイ」之に亞き「フワイ」又之に亞く「チワフイ」は即ち「ホノル」府の在る所なり島中火山多し殊に「マウナロ」山の如きは布哇島中最高の火山にして其高さ水平

小西直治郎編輯

より一萬三千七百六十尺に達して噴火の勢頗る強く今猶
消滅せんと云ふ山麓郊野の地味は肥沃豊饒にして草木能
く繁茂するを以て牧場を數所に設け牛馬羊豕を飼養する
こと亦盛なりとす

○氣候 熱帯の地に位すれとも四時温和にして寒暑共に
甚しからず大抵華氏寒暖計五十三度乃至九十度の間を昇
降せり土人の言語中よ氣候を言ひ顯へずの言葉なきを見
ても冷熱ともに著しき變化なきを知るへし山嶺よは東北
風吹て降雨度々なれども西南岸れ土地にハ雨少なき而已
ならん曇天の日だも甚だ稀なり

○發見 抑此島の發見に就ては種々の説ありと雖とも實
に英國將官クツク氏第三回の航海に因り發見せるを以て

最初となせり是より先き西班牙の海圖に「サンドウ井ツチ」
島を載するも經度に大差あり或は証跡の疑ふへきあるを
以て信憑するに足らずとせりクツク氏は「タロチ」島に至り
夫より「クリストマス」島を發見し尋て北方に航して「ハワイ」
島を發見せしハ即ち千七百七十八年(安永七年)一月十八日
の拂曉にあり爾來此諸嶋を總稱して「サンドウ井ツチ」嶋と
名づけたり此時土人は「クツク」氏を待遇せること甚だ厚か
りしが其後同氏が再航の日不意の事より土人と紛擾を起
し遂よ其殺す所となれり是よりして「サンドウ井ツチ」の名
四方に傳播し後年「バンコバル」氏なる者あり此所に來りて
始めて開國の基を開けり同氏は千七百九十年(寛政二年)よ
り九十四年まで都合五年間各地穿鑿の爲め世界を周航し

「サンドウ井ツチ」に来ること三回其再航の時即ち千七百九十三年亞米利加「カリフォルネヤ」より夥多の牛羊を輸送し來り布哇島より上陸し之を山野に放ち會長と約して今後十年間嚴に之を殺すことを禁せり此時より以來殖産の途漸く開け隨て歐米人の移住するものありて遂に今日あるに至れり此諸島の會長の間に戰鬪起りて互に相争ひしか千七百九十四年一月パンコバル氏か該島を去るの際には布哇島の會長カメハメハの勢力最も強く其後遂に諸島の會長を服從せしめ「サンドウ井ツチ」島の主權を握るに至れり「サンドウ井ツチ」島は實に火山の噴出する灰土堆積して成りたるものなり最初は太平洋中に屢々見る所の岩礁の集まりしものなりしか積年の久しき遂に此八大島四小嶼を爲

すに至れり蓋元來は海底の隆起せし故に「モロカイ」島に今尙水平上五百尺の上に珊瑚を見「カワイ」には四千尺の上に珊瑚根石或ハ珊瑚砂あり又火山より噴出せる燒石の中に珊瑚を含むものあるを見る是れ即ち諸島の灰土より成りたるの証憑なり

○政治及び沿革 布哇國發見の時代には諸嶋に各會長ありて人民皆勇敢戰を好み屢諸島の間戦争あり千七百七十八年(安永七年)英人クツク氏の此島に來るや諸會長より使者を以て訪問を此中三人の少年あり即ち後來王室の基礎を立て布哇の開明を導きたるカメハメハ一世其一なり當時カメハメハは二十三歳なりしが一夜クツク氏の船中に泊せしに其英敏活潑なましか爲め大に諸人の驚嘆を來

せりと云ふ此時に當りて「マウイ」ハ「ワイ」兩嶋の間に戦争起
りしか是をカメハメハをして功名を成さしむるの好機會
なりし元來カメハメハハ布哇島一地方の小酋長なるか性勇敢
にして名を好み夙に經世の大志を抱き小事に醜態たらず
斯る性質にてありしは今「マウイ」「ワイ」兩嶋の間に戦争
あるに乘し兵を起して諸島民と戦ひ連戦數年遂に全諸島
を降し兵馬の權之を己か手裡に掌握するに至れり然るに
カメハメハは猶之を以て足れりとせそ更に進んで他の諸
島をも降服せしめんと兵を出して之を攻め連戦勝を得て
諸島皆カメハメハの威風に靡かざるはなし是に於てカメ
ハメハは太平洋のナポレヲンの名を博して其勢旭日の昇
か如く政府を創設し行政の法を整へ已の戦友を以て諸島

の知事と爲し始めてカメハメハの王室を立て以て七十年
間太平の基を開き能く賢者を擧用し外交を勉め米人ヤン
グダヒスの二人を延ひて政務に參せしめ大に人民の幸福
を計るに盡力せり爾來二十四年間太平無事道遺たるを拾
す遂に亞米間航行の要路と爲るに至れり王數妻を娶る蓋
し古來の風習なりカーフマタケナス最も寵ありケヲブ
ス二男一女を生む王嫡子を以て嗣王と爲しカーフマタと
共に政を執らしむ此時皇子年甫て十二歳にして即ち王崩
去の前十年なり千八百十九年(文政二年)五月八日カメハメ
ハ一世崩し皇子立て位に即く是をハメハメハ二世と爲そ
時に年二十四初めカメハメハ一世二世の過激なるを知り太后
をして政治に參與せしめたりしか果せる哉一世の葬儀僅

に終を告げ櫃肉未た冷かならざるにカメハノハ二世ハ直に古來の宗教を廢し殿宇偶像を破毀し遂に宗教改革の舉に及へり元來此舉ハ「ヘイゼン」宗の高僧に謀りて爲したる事なるか人民の此宗を信する者之を肯せず改宗徒と「ヘイゼン」宗徒と相分れて争闘し遂に改宗徒の勝利となり此間一隊の宣教師米洲ホストン府より來りて宣教も盡力し王ハ其學校に入りて英書を講し尋て英國に遊學するの念を起し之を弟ジョーシ四世と語り千八百二十三年(文政五年)十一月皇后カラマと共み從者を伴ひ英國汽船と搭して「ホノル」港を發し翌年五月英國に到着し大に同國政府並に人民の懇待を受けし不幸にして王及び皇后ハ其後幾許もななく麻疹を病て客地に崩せり從者痛哭すれど如何ともなすこと得

欠

MISSING

之を憤り殆んど一の紛擾を起さんどせしも英米の仲裁に
因て遂に事なきを得たり王の位に即くや英佛米の承認を
經て直ちに王弟を定めて繼嗣と爲せり蓋し前王の繼嗣な
く爲めに紛擾を醸生せしに懲りてなり王千八百三十六年
(天保七年)十一月に生る布哇島王ノ後裔なり幼よりローヤ
ルスローに入リ英書を學び長して政府の要路に居り頗
る事務に熟練すとゆふ
○人口 全島の人口ハ千七百七十八年(安永七年)則ち此島
發見の際には四十萬人以上ありしか麻疾感冒其他諸病の
流行に因て次第に其數を減し千八百廿三年(文政六年)には
拾四萬二千人となり千八百五十三年(嘉永六年)にハ更ニ減
して七萬三千百三拾四人の小數となり其後千八百六拾年

(萬延元年)の調査に據れハ土人六萬七千八拾四人外國人二千七百拾六人合斗六萬九千八百人となり千八百七拾八年(明治十一年)の調査に基き各島の人口を區別すれば、ハワイ登萬七千三拾四人「マウイ」登万貳千百九人「モロカイ」貳千五百八十一人「ワナイ」貳百十四人「ニイフ」百七十七人「オーフ」貳万貳百三拾六人「カウワイ」五千六百三拾四人「カフライ」(未詳)總斗五萬七千九百八拾五人とあり今は内外合せて殆んど七萬二千人に増加したれども土人の鯨漁或ハ出稼の爲め遠く外國に航行して其大數は再び歸り來らず是土人減少の一因なるべし然れども畢竟白人の日に跋扈を極め土人は之れに抗する能はざるよりして此減少を來せしならん歟

○歳入及教育 本島の歳入ハ之を史冊ニ徴するヨ千八百四十三年度は四萬八千八百四十二圓なりしか五拾貳年ハは既ニ三十壹萬五千七百三十五圓の巨額ニ達したりと見へたり左れハ今日よては猶更に増加したるハ疑を容るへららず又教育の事たるヤ五十三年の調査ニ據れば國內の公立學校四百廿三ヶ所ハ土人共教師となりて之を管し就學兒童壹萬貳千貳百人とあり而して當時の人口内外合て七萬二千人ニ過さされハ其教化の普く行るゝの運を見るへき乎

○教法 古來一般ニ回教を奉せしかカメハメハ二世の時改宗の爭論起り遂ニ回教を廢して耶蘇猶太教を奉る者ニ至れり然れども今日よ於ては又種々の異教を奉する者ハ

り
○都府 首府を「ホノル、」と名く「オリフィ」島の南岸にあり
て北よ山を負ひ南よ海を擁したる港灣よして我日本を東
南よ距ること三千三百六十英里(我千五百八十六里)おれば
横濱を發して航行すれば十三四日の船旅よして達するを
得へし府内甚た潤わらすと雖とも比戸接續して自から一
都會を成せり官衙あり學校あり病院あり貧院あり驛遞局
あり市街繁華往來恰も織るか如し而して貴族の第宅の如
きは何れも歐風よ模造したる峻麗よして室内最も華美を
盡せり然れども其他中等以下の家屋は概ね泥を以て塗り
たるものなり近來外人の移住するもの英米佛及び日本支
那等とす夫れ斯の如く他邦人の居を移すもの多きを以て百

貨茲よ輻湊して互市貿易亦盛なり就中支那人の住するも
の甚だ多く彼等の風として別に一市をなし百物を賣り若
し品物を要することおれハ成へく之を同輩より買ひ決し
て外人の手よ金錢を落すことなし故に渡航以來數年にし
て大に財貨を得て歸國するものあり日本人も亦多く此港
よ移住し居れり然れども大抵維新の頃に渡航せしものに
て漸次此國の自由に心酔し且生計の營み易きを以て更に
歸國の念を起さざるものゝ如し夫れ或は然ん未だ他に超越
して財産を所用するものあるを聞かず想ふに日本人は快
豪れ風を帯ひて經濟の點に暗さ歟支那人ハ金銀の奴隸な
り金銀の爲めには死も猶辭せざるの性あり是れ同地に居
なから日本人と支那人との貧富差等ある所以ならん歟

○風俗言語 人種は「ニウジーランド」人に似て其色黒く眼
 の圓くして唇厚く軀幹健偉にして性極めて魯直なり而
 て其言語たるや貴族有位の人にありては多く英語を用ゆ
 と雖ども土人は概ね自國の通語を以て之を辨するを常
 とぞ土人の服装は數年以前より歐風に倣ひ自國に産する
 所の綿布を以て之を裁り然れども其容貌の醜惡なるは恰
 も我國の蝦夷人に類せり女子は重に更紗を以て之を製せ
 り其形歐風に似て唯た腹部を帯括せず肩より長く垂れて
 地に至る頭には藁製の帽子を纏き足多くは徒跣あり白晝
 熱地を歩そるも嘗て暑熱を感せず偶々靴を穿つ時は却て
 苦痛に堪へざるもの、如し男女ともに騎馬を能くし殊に
 婦人の馬背に跨りて揚々馳せ去る實に驚くべき堪へたり

蓋し此國の婦人か産時に臨みて困難を極むるは或ハ茲に
 原因するならん歟特に男女の間甚た近く大抵夫として一
 婦を守るものなく妻として二三人の夫に接せざるものな
 し又其常食は「タロー」とて田芋の一種を以て作れる粘りた
 る餅の如きものにて之を「ポイ」と稱す此地瓢箪に富み下部
 極めて大に或は經尺餘に至るものあり之を以て櫃又代へ
 「ポイ」を容るゝに供す食時に當れハ之を室の中央に置き團
 繞して踞坐し男ハ食指と中指とを以てし女ハ食指を以て
 「ポイ」に浸し餘粘を去りて直ちに口に輸す又間々生魚を喰
 ひ其汁液を啜りて菜に克つるものあり其腥臭を喜ぶは奇
 風と謂ふへし

○産物 本島の物産其種夥多ありと雖ども就中著名なる

もの、二三を數ふれの農産には則ち、甘蔗、黍、麥、咖啡、烟草、木綿、馬鈴薯、等あり果實は則ち、西瓜、鳳梨、椰子、蕉實、等あり家畜、又は則ち牛馬家猪野羊等ありて皆以て國を富すの輸出品たり殊に北米合衆國に接近したるを以て年々巨額の砂糖を同國へ輸出し其利潤を得ること太た多く隨て富豪者も又少からそとそ而して昔時の紅木及び材木をも輸出したりしが近來森林の濫伐に依り樹木も大に其數を減したりと云ふ

○移住民の心得

曩に布哇國皇帝の我國及び支那其他二三の邦國へ漫遊せられたるの旨趣たるや親しく各國の政体風俗人情等を視察し以て自國の殖民を謀らるゝの目的は外ならざるべし

と、當時の人口に膾炙する所なり元來同國は本編と縷述したるか如く膏腴沃饒の土地多く隨て物産も蕃殖し貿易も盛にすべく工業も起すことを得へし然れども奈何せん近來人口次第に減少し爲めに産物を蓄殖する能はそ工事も起すと能はず貿易も盛んにする能はそ徒に巨利を抛棄し却て退歩の景狀を現出するに至れり是に於て乎該政府は民草を増さんことを思ひ頃者頻りに我日本人の移住者を望み其募りに應ずる者は特殊の保護を以て之を取扱かわるゝ由其約定書紳案の如きは左よ之を登録す然るゝ今回該政府の望みたるや移住者は農業又は砂糖の製造に従事せしめんとするか故に其勞力に堪ゆべき強壯者を募集せらるゝ趣なれば身體強健にして出移志願者は約定書の綱

領を了知し而して後其手續を事務取扱所(東京日本橋區兜町三番地ニ仮設アリ)へ申込まるへし

約定書草案

布哇國理事官兼移住事務局特派委員「アール、ダブリュー、アルウ井ン」ト横濱ヨリ「ホノル、」へ向ケ航行ノ漁船ニ乗込ムベキ隨意渡航人トノ間ニ取極メタル約定證書ニ於テ定ムルト左ノ如シ

第一條 布哇政府ハ何某隨意渡航人トシテ「ホノル、」ニ赴クイヲ請求シタルヲ以テ同人及ヒ其妻誰並ニ其子二人誰々ヲ横濱ヨリ「ホノル、」迄費用ヲ要セズ下等船室ニ乗込マシムベシ而シテ航海中ハ通常ノ食物ヲ給與スベシ

第二條 布哇政府ハ何某「ホノル、」ニ到着ノ上三ケ年間島夫ノ業ニ就クヲ得セシムベシ且又同人妻誰ノ望ニ依リテハ何年間同様ノ業ニ就クヲ得セシムベシ又布哇政府ハ右ノ職業ニ就クヲ得ルマテ右何某其妻及ヒ其子二人ニ健康ヲ保チ應分ノ快樂ヲ與フベキ相當ノ宿所ヲ付與シ右何某ニハ一ケ月六弗其妻誰ニハ一ケ月四弗同シク其子ニハ各々一ケ月幾弗宛食料トシテ給與ス可シ而シテ布哇政府ハ右何某及ヒ前顯ノ家族ニ一磅ノ價五仙以下ニテ白米ヲ供給シ且ツ無代價ニテ割烹用ノ薪ヲ給與スベシ

第三條 布哇政府ハ第二條ニ掲クル食料及宿所ト共ニ右何某ニハ一ケ月九弗其妻誰ニハ一ケ月六弗宛ノ給

料ヲ布哇國若クハ合衆國ノ金貨若クハ銀貨ニテ拂渡
スヘシ但シ右何某及其家族所用ノ「フランク」並ニ
夜具等ハ自辨タルヘシ

第四條 布哇政府ハ良醫ヲシテ右何某及ヒ其家族ヲ無
料ニテ治療セシムヘシ

第五條 布哇政府ハ日數二十六日間耕地ニ在テハ毎日
十時間宛砂糖製造場ニ在テハ毎日十二時間宛就役ス
ルヲ以テ此ノ取極中ニ定ムル農夫一ヶ月ノ勞役トス
就役時間ハ耕地若クハ砂糖製造所ニ赴クヘキ定規ノ
時ヨリ起算シ而シテ該地若クハ該製造場往來ノ時間
ハ就役時間トシテ計算スヘシ

第六條 右何某及ヒ其家族ハ「ホノル」到着ノ時日ヨリ

三ヶ年間一切ノ人頭税ヲ課セララル、ヲ莫ルヘシ

第七條 右何某及ヒ其妻誰受取ル所ノ給料ハ其二割五
分ヲ在「ホノル」日本領事ニ交付スヘシ然ルモハ該領
事ヨリ確ナル領收書ヲ渡シ右何某ノ名義ヲ以テ右ノ
金員ヲ布哇政府ノ驛遞局貯金銀行ニ預クヘシ而シテ
該銀行ハ右金員ヲ引出ス「ホノル」許サス但シ日本領事ニ
於テ該金員ヲ引出スヘキノ必要ヲ承認シ右何某ノ請
求書ニ其旨ヲ與書シタル場合ハ此ノ限ニアラス
明治何年何月何日即チ千八百八十何年何月何日横濱ニ
於テ本書ヲ通ニ記名調印シ雙方各々一通ヲ收メ他ノ一
通ハ之ヲ神奈川縣令ノ管理ニ付ス

布哇國理事官兼移住事務局特派委員

隨意渡航人

何 某 印

何 某 印

神奈川縣令證印

布哇國政府ノ代理員タル同國內務卿「チャールズ、チーギ
ユリツク」氏ト(日本國臣民)某トノ間ニ取結フ追加約定書
右日本臣民某ハ布哇國理事官兼移住民事務局特派委員
「アールダブリュー、アルウヰン」氏ト紀元一千八百八十何
年何月何日横濱ニ於テ調印シタル契約書ニ從ヒ紀元一
千八百八十何年何月何日當國へ到達シ且右ノ契約書ニ
據リ布哇國政府ハ右何某ヲ農夫トシテ傭役ニ就カシメ

タルガ故ニ今爰ニ右何某ハ右横濱ニ於テ取換ハシタル
紀元一千八百八十何年何月何日附ノ契約書ノ箇條ニ掲ケ
タル通り右職業着手ノ翌日ヨリ算シ滿三ヶ年ノ間、
、、島ニ於テ、、、ノ爲メ凡ソ國法ニ背カサル至
當ノ仕事ヲ實体ニ相勤可申依テ一礼如件
紀元一千八百八十何年何月何日横濱ニ於テ取結ヒタル右
ノ契約書中ノ箇條ハ今又此追加約定書ヲ取換メ雙方ニ
於テ堅ク相守ルヘキ者也

紀元一千八百八十何年何月何日

ホノル、府ニ於テ記名調印

内務卿兼移住民事務局總裁

、、、

何

某

追加

布哇國移住出稼人取扱事務所ハ既に東京日本橋區兜町三番地に假設あれども猶近日中横濱へ本局を置き且亦東京府外ハ志願者の便利を謀リ同國領事より各府縣へ募集方を依頼せられたる趣なれば遠國より多分の旅費を費して能々出府せられずとも追て所轄郡區役所よりの告示を待つて志願の旨を申出らるへし

明治十七年十一月四日出板御届
同 同 年 同 月 日 刻 成 發 賣

(定價金十錢)

編輯人

滋賀縣平民

小西直治郎

深川區佐賀町二丁目
廿番地副嶋宥方寄留

東京府平民

出板人

名 鹽 貞

日本橋區南茅場町廿四番地

日本橋區鏡炮町廿五番地

發兌人

高 木 和 助

日本橋大傳馬町二丁目卅二番地

同

扇 田 豐 治 郎

兌昌堂發賣書目

後藤點五經

大本 十二册

古語拾遺

三栗先生
增評

大本 一册

謝撰拾遺

賴又太郎著

半紙本 三册

廣益正字玉篇

渡邊忠久
著

銅鑄
袖珍本 一册

官民萬通節用集

同

同 一册

日蓮大士真實傳

小川泰堂
著述

洋裝
美本 一册

萬家雅
肖像曲音之部

扇田豐治郎
編輯

小本 一册

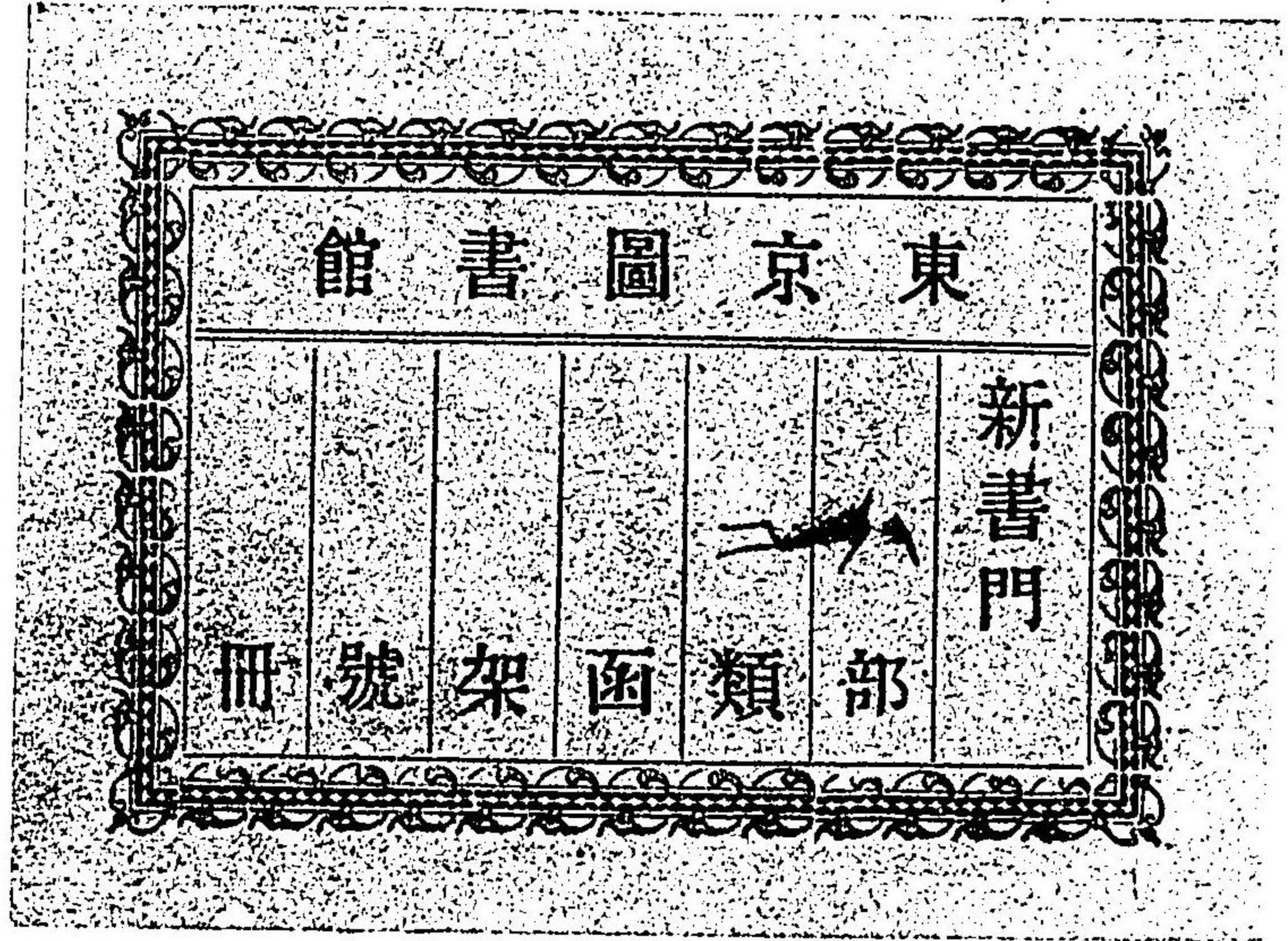


此書ハ端唄常勢津長唄清元節岸澤節三味線笛太鼓尺八琴胡弓弦琴其他音曲ニ關
スル有名先生ノ肖像ヲ寫シ各自作ノ名吟ヲ附シタレハ百人一首ニ類スル雅書也

大坂五行義太夫本

判木鮮明ニシテ上紙ヲ以テ摺立テ表紙奥附ニハ厚紙
ヲ以テシ爲メ本ノ破損セヌ様注意シタレハ稽古本
ニハ最大長書ナリ

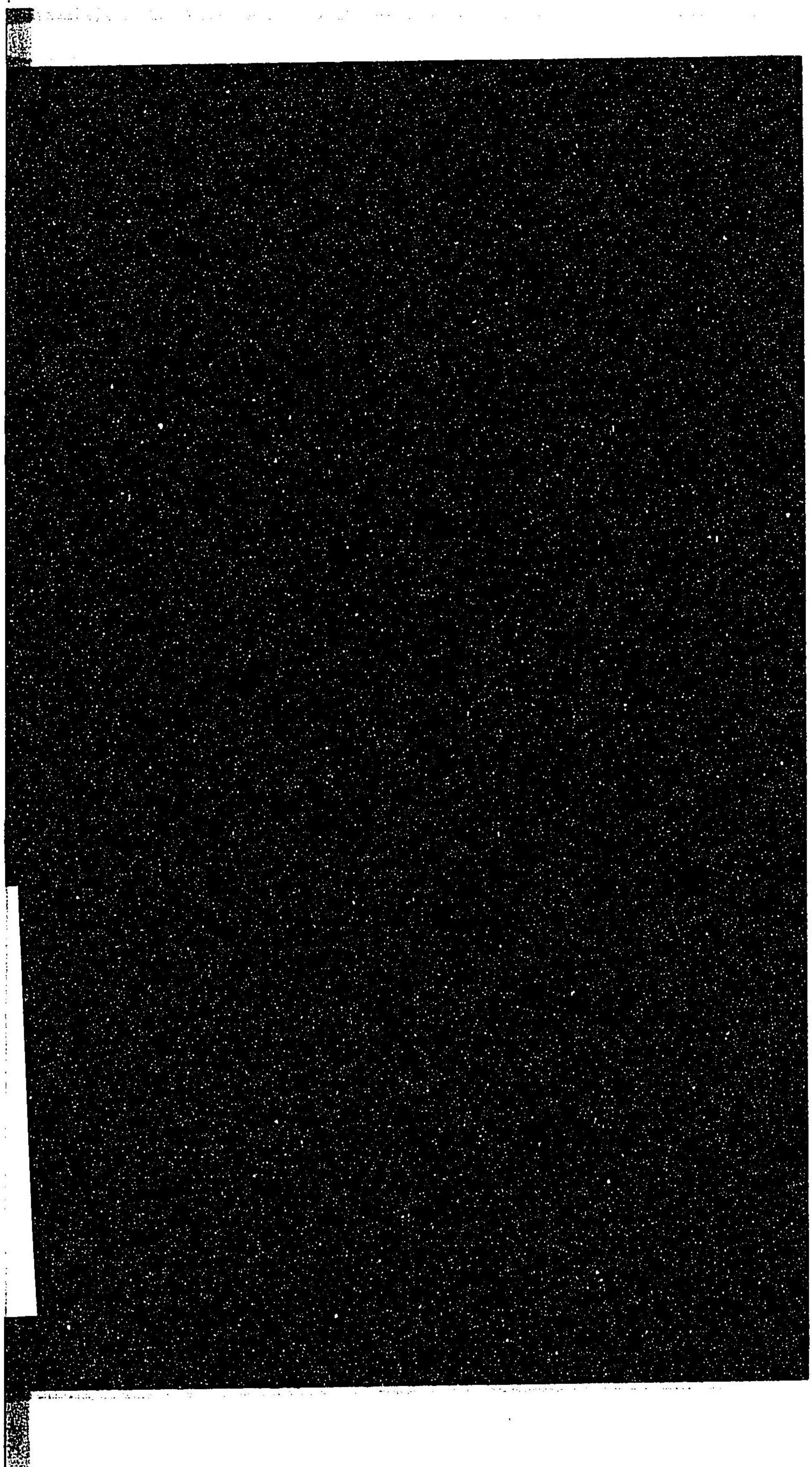
尙此外西京 賴氏藏版書籍 一切下店ニ於テ賣捌致候間四方諸君幸ニ御注文ノ
ヲシヨラセテ



東 京 圖 書 館

新書門

部 類 函 架 號 冊



特43

679

布哇国風土略記

国立国会図書館

026939-000-1

特43-679

布哇国風土略記

小西 直治郎/編

M17

ADG-0062

